

特別支援教育 あどばいすタイム

知りておきたい！徳島県教育支援委員会の流れ  
～特別支援学校への就学の仕組みについて～

徳島県教育委員会 特別支援教育課

小中・高校担当 佐々木 望

Q.

令和7年度

徳島県立特別支援学校に在籍

している児童生徒は何人？



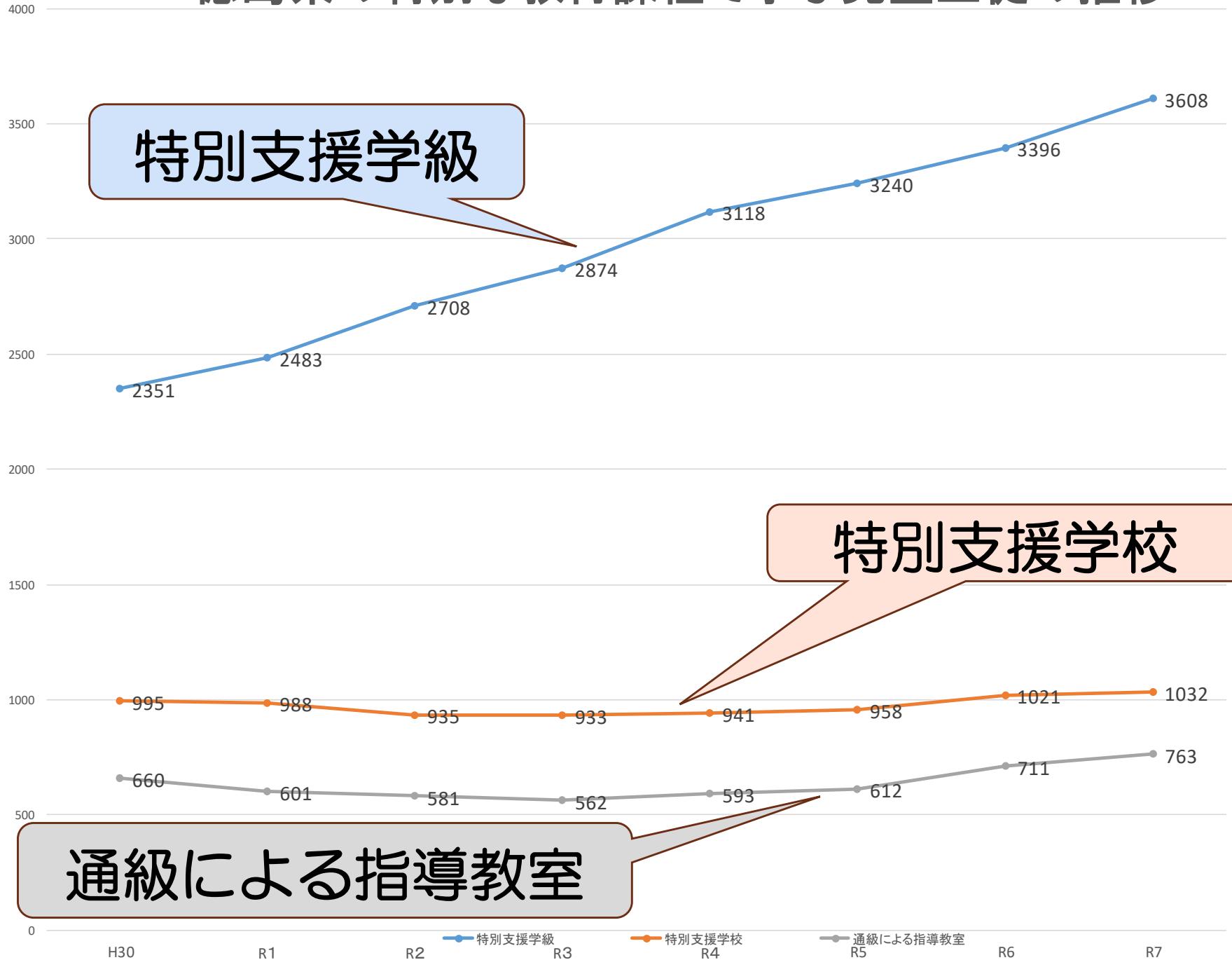
A.

1,032人

(R7.5. 1現在)



# 徳島県の特別な教育課程で学ぶ児童生徒の推移

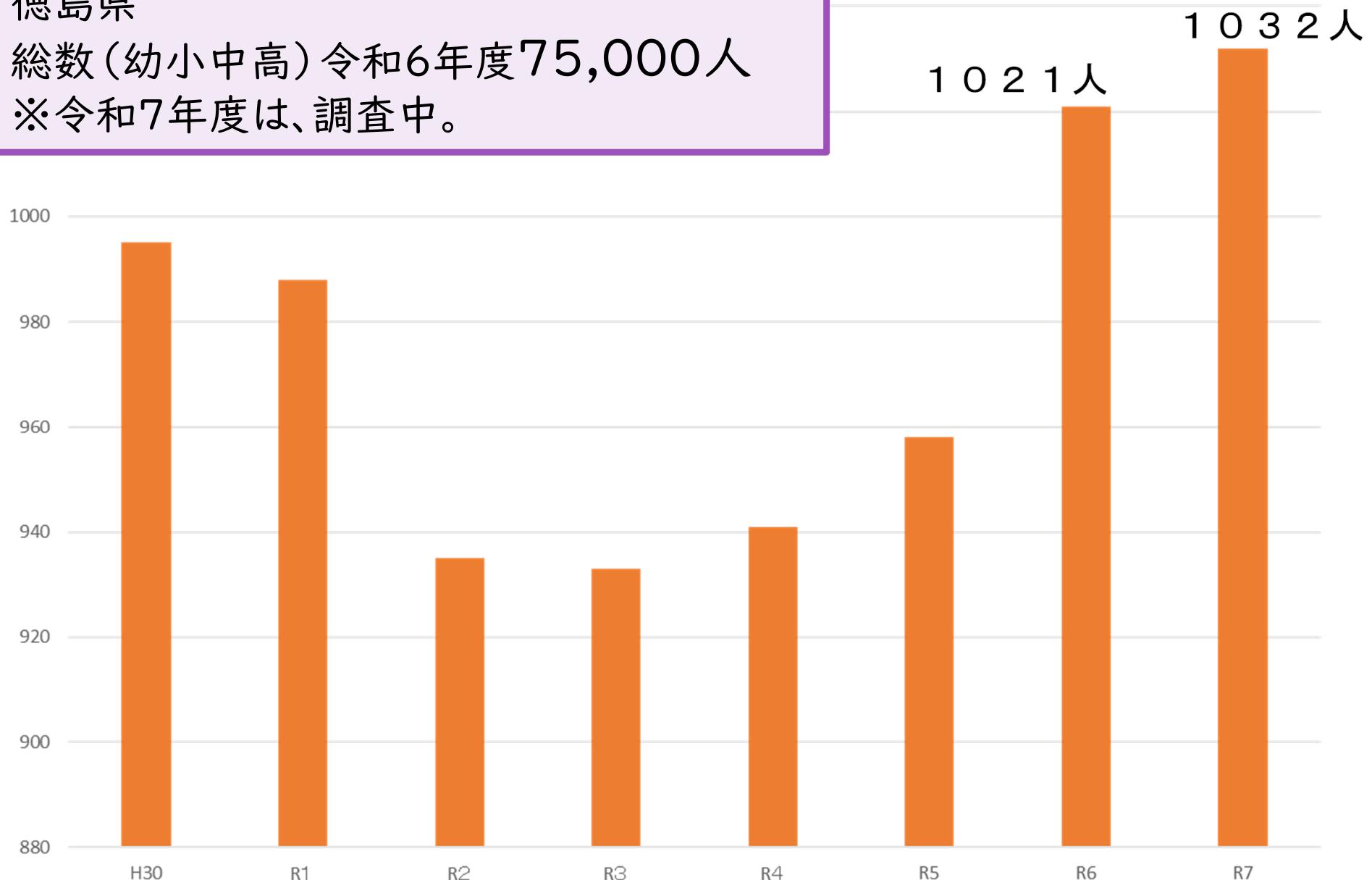


## 県立特別支援学校 児童生徒数の推移

徳島県

総数(幼小中高)令和6年度75,000人

※令和7年度は、調査中。



Q.

希望すれば、だれでも特別支援学校に入る。○か×か？



A.X

## 学校教育法施行令第22条の3

に該当し、

市町村教育委員会が

認定特別支援学校就学者と認めた者



※学校教育法施行令第22条の3とは

特別支援学校への就学が適切と判断される障害の程度を定めた規定。

学校教育法第75条にもとづき、障害のある児童生徒が、それぞれの障害の状態や教育的ニーズに応じて適切な教育を受けられるようにするために設けられている。



# 学校教育法施行令第22条の3



視覚障害

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、**拡大鏡等の使用によっても通常文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの**

聴覚障害

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、**補聴器等の使用によっても通常の話声を解することができない程度のもの**

知的障害

- ① **知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの**
- ② **知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの**

## 肢体不自由

- ① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

## 病弱

- ① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
- ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

言語障害

自閉症・情緒障害

学習障害

注意欠損多動性障害は、**特別支援学校の対象にならない。**

Q.

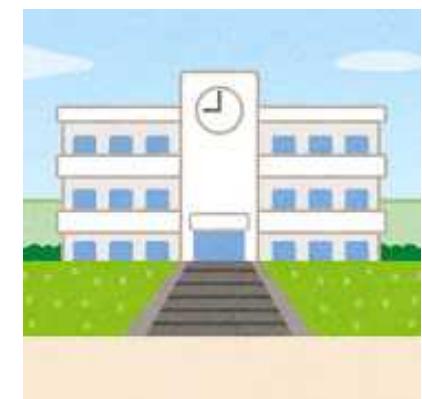
徳島県立特別支援学校は何校  
あるでしょう？



# A. ⅠⅠ校(9校2分校)

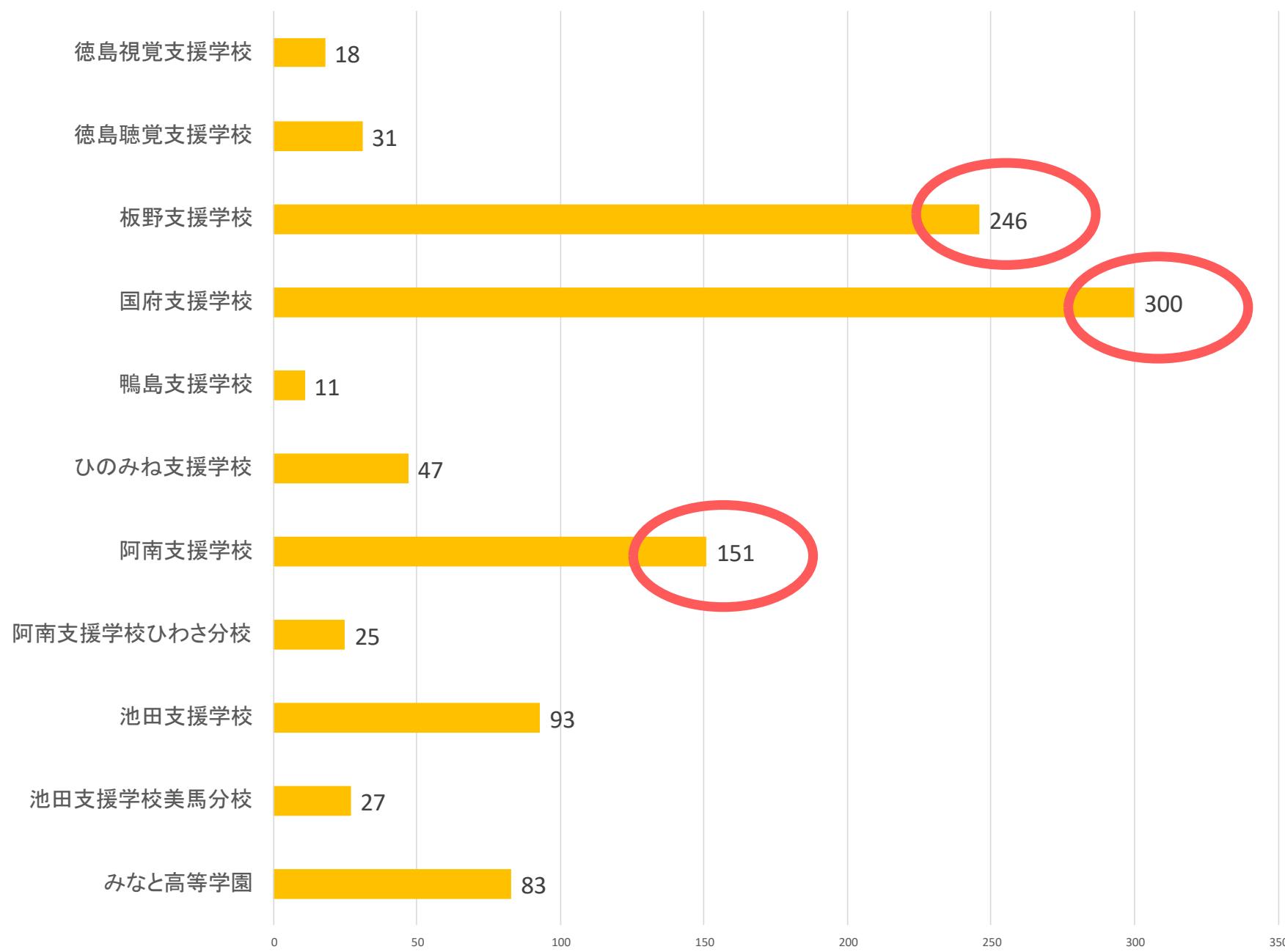
徳島視覚支援学校  
徳島聴覚支援学校  
板野支援学校  
国府支援学校  
鴨島支援学校  
ひのみね支援学校

阿南支援学校  
阿南支援学校ひわさ分校  
池田支援学校  
池田支援学校美馬分校(高)  
みなと高等学園(高)

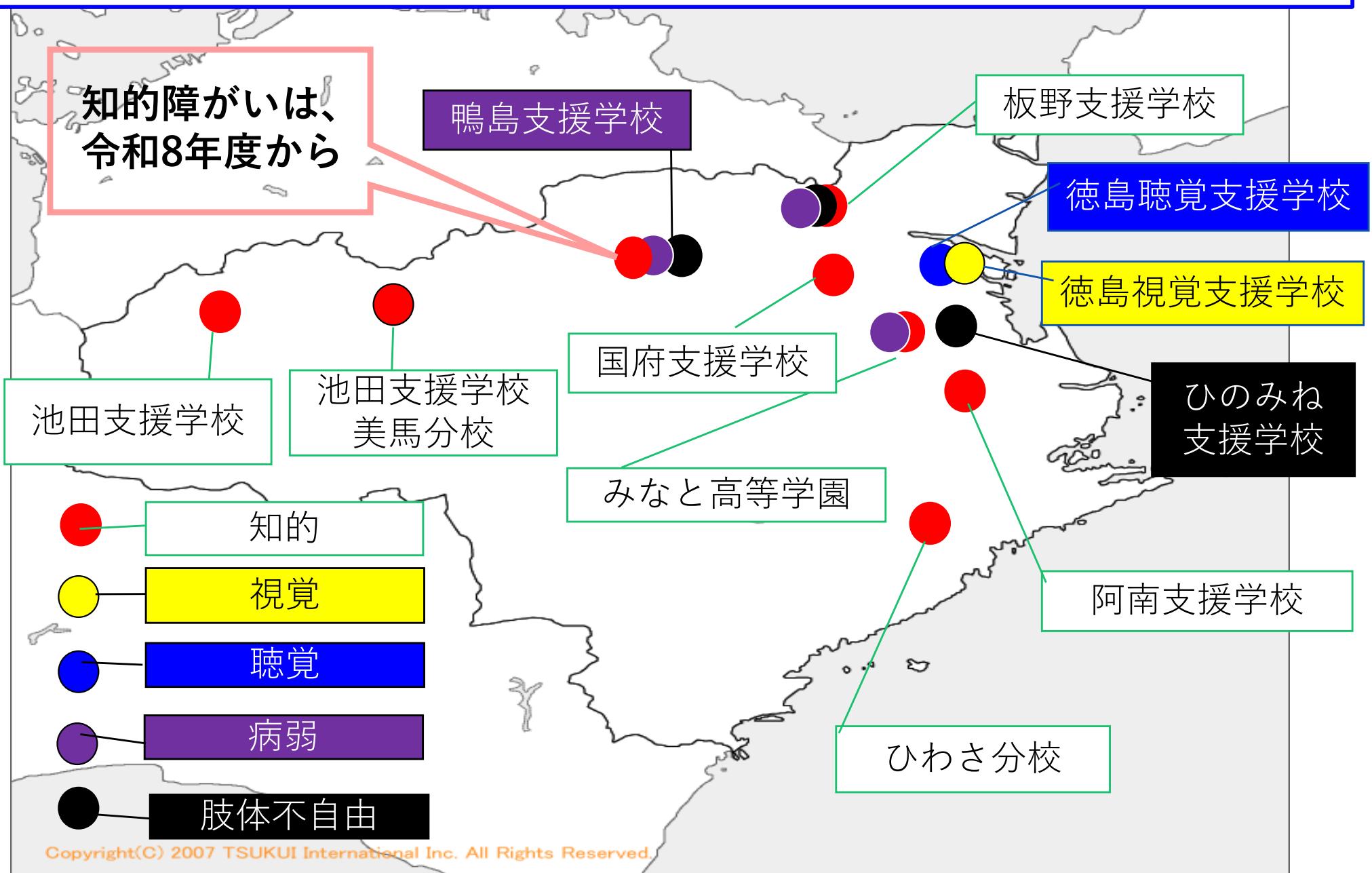


# 県立特別支援学校別内訳

R 7.5 現在



# 徳島県立特別支援学校数は9校2分校 11校



# 特別支援学校における児童生徒の増加の要因

- 特別支援教育の理解の広がりや、特別支援学校で教育を受け  
る利点に対する保護者の理解が深まってきた。
- 特別支援教育巡回相談員を中心とした就学前からの相談支援  
体制の充実。
- 特別支援学校の専門性の充実
  - ・高等部段階の就労支援の充実→高等部への進学希望の増加。
  - ・「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成による  
個のニーズに応じた教育の充実。

Q.

徳島県立特別支援学校には、  
どういう手続きで入るの？



A.

住所のある市町村教育委員会  
が、認定特別支援学校就学者と  
して、県教育委員会へ通知し、県  
教育支援委員会で審議したのち、  
特別支援学校の学校指定を行  
います。

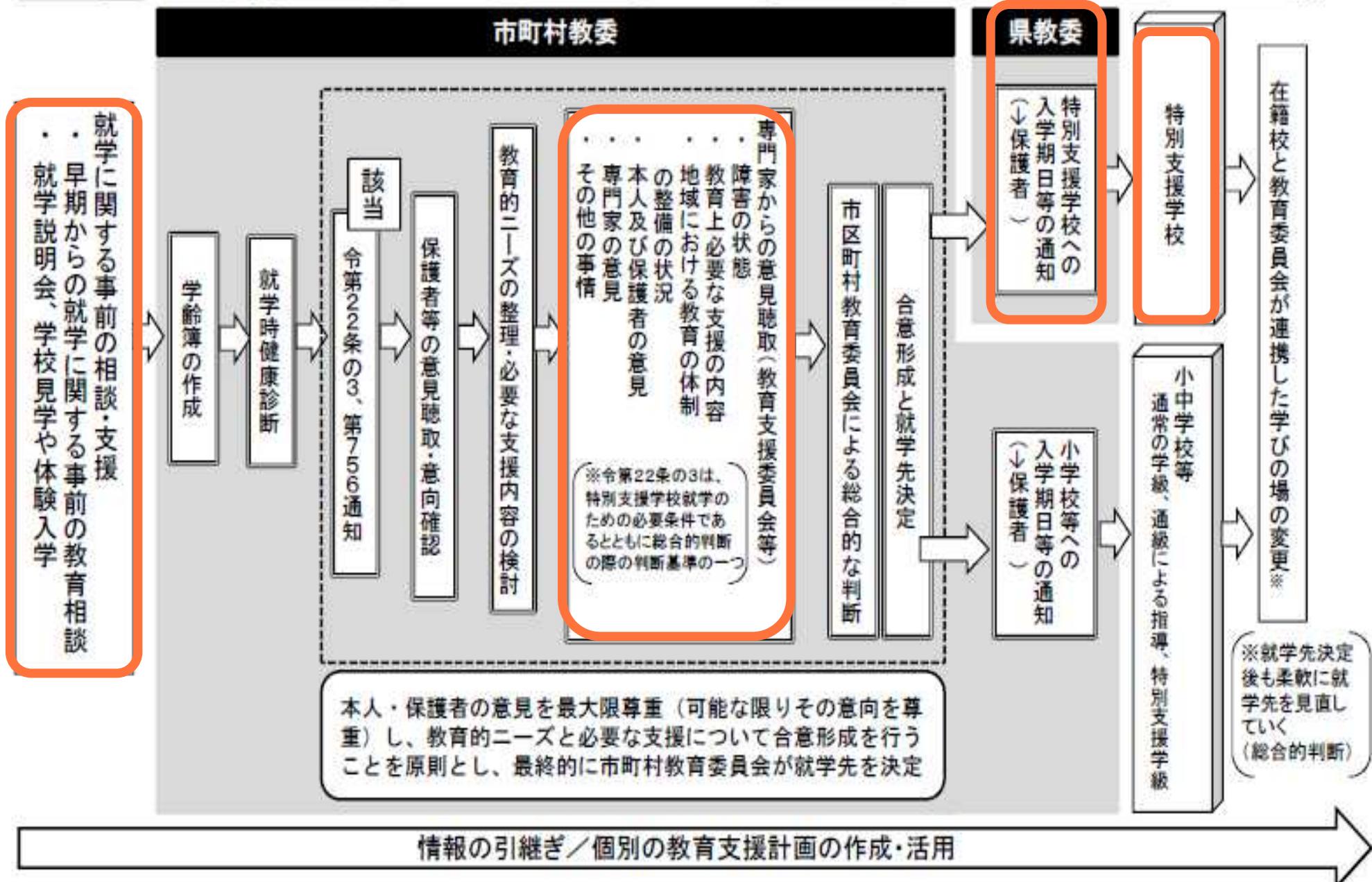
# 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）

時期

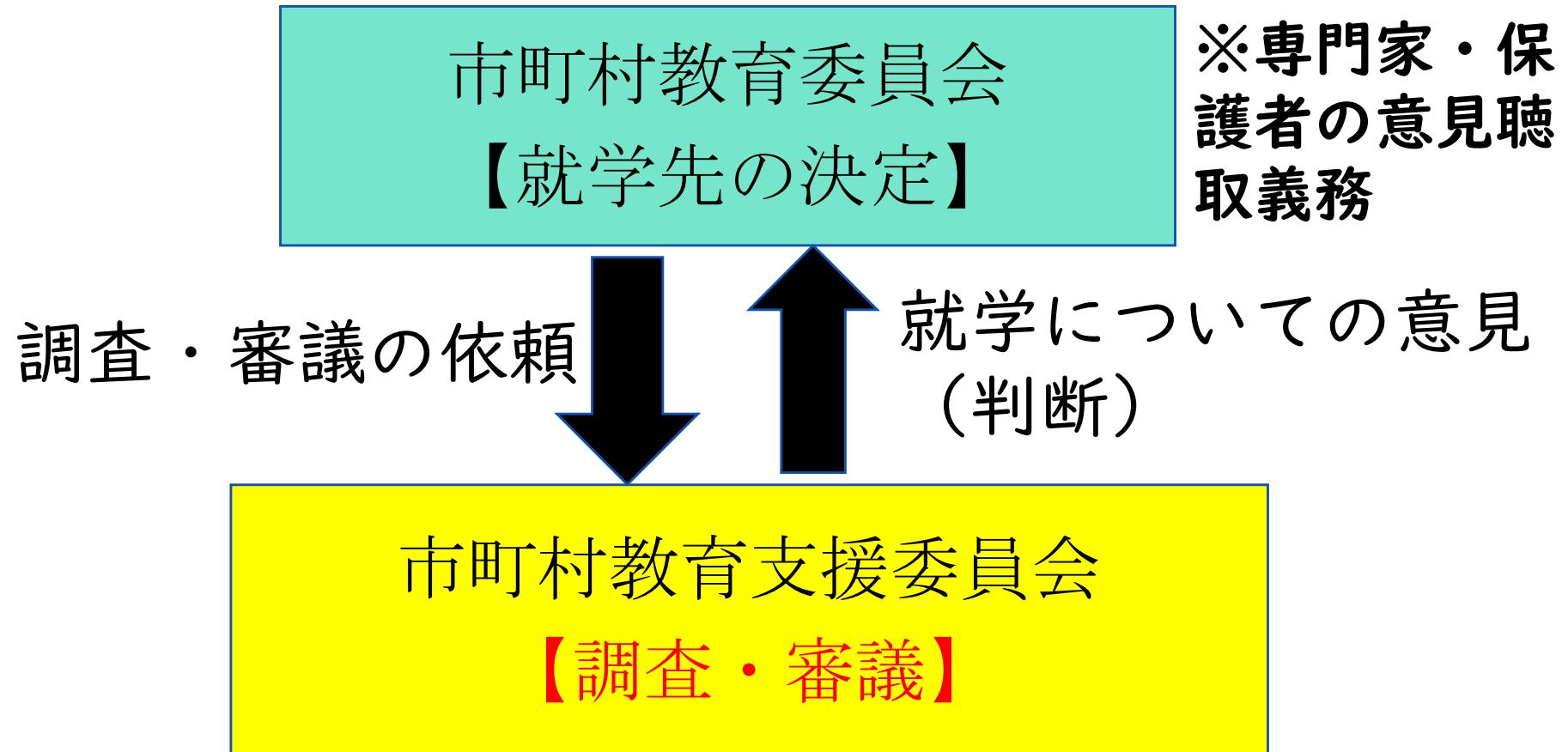
10/31  
まで

1/31  
まで

4/1

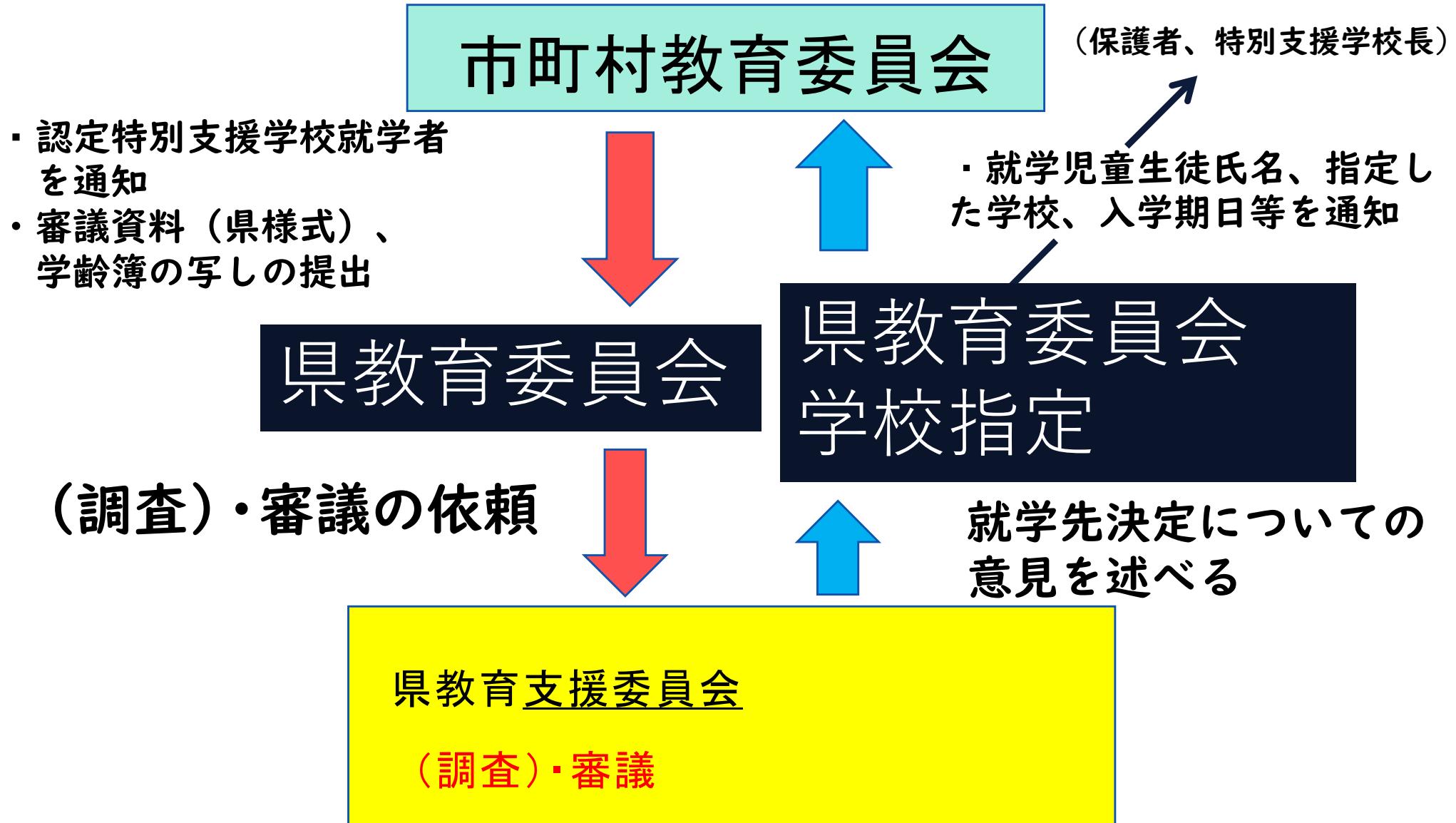


# 市町村教育支援委員会について



- ・各種調査資料、保護者の意見、その他諸条件を総合的に勘案し、就学についての意見を述べる。
- ・医師、教育関係者、関係機関職員等によって構成される。

# 県教育支援委員会について



- ・該当児童生徒の障がいの種類、程度等について審議
- ・学識経験者、医師、関係教育機関職員、関係行政機関職員で構成

# 学びの場の選択肢

- ・ 教育学・医学・心理学の専門家の意見を聴取して総合的に判断  
(R3障害のある子供の教育支援の手引、通知)

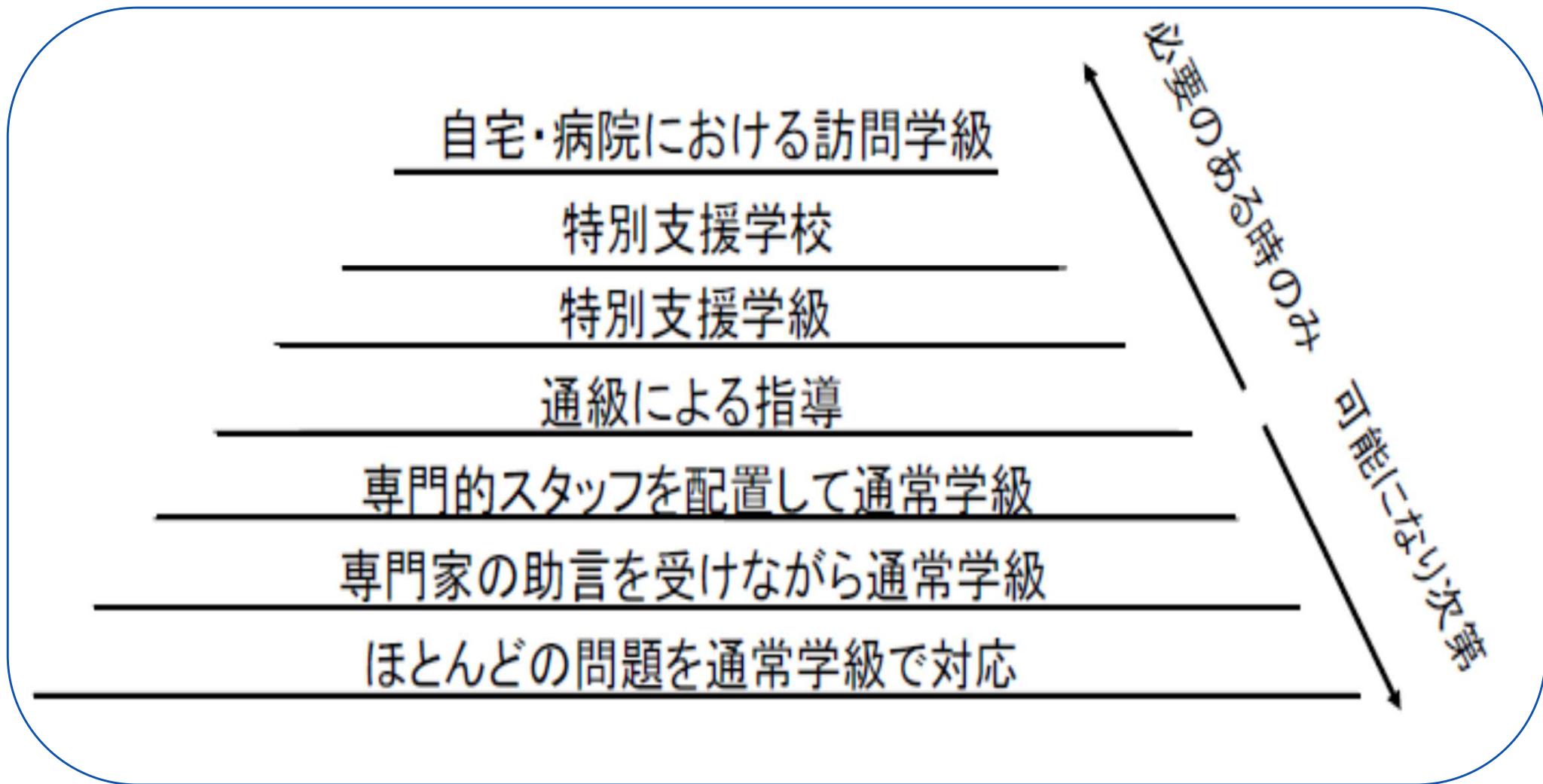
## ○学校教育法施行令22条の3に該当する児童生徒

- ・・・ 特別支援学校 (認定特別支援学校就学者)  
特別支援学級  
通常の学級+通級による指導教室  
通常の学級

## ○上記法令には該当しないが特別な支援を必要とする児童生徒

- ・・・ 特別支援学級  
通常の学級+通級による指導教室  
通常の学級

# 日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性



引用：文部科学省（平成24年）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」  
(報告) 参考資料4

# 県立特別支援学校への就学に必要な資料等

- 原則12月末までに市町村教育委員会から

県教育委員会に該当者を報告

## 添付資料

①(全員)県教育支援委員会審議資料

②(知的障がい)医師の診断書又は療育手帳の写し

②(知的障がい以外の障がい)医師の診断書

※診断書は診断名だけでなく、学校生活の管理について記入したもの

※重複障がいの場合は、それぞれの障がいの状態を記入したもの

※「てんかん」等がある場合は、発作の頻度・程度を記入したもの

# 県立特別支援学校への就学までのスケジュール

## スケジュール

- ・12月末………市町村からの報告
- ・1月初旬～中旬…・県教育支援委員会
- ・1月下旬頃………県立特別支援学校へ就学予定者の通知  
(保護者・市町村教育委員会)
- ・2月初旬～中旬…・各特別支援学校の就学予定者向け  
学校説明会
- ・2月中旬～………・各特別支援学校は新年度に向けて準備  
☆学級編成☆新年度の組織作り





# まとめ

○特別支援学校への就学までの流れ○

1. 在籍する園・校の特別支援コーディネーターへ相談
2. 在籍する園・校の支援委員会で十分検討
3. 住所のある市町村教育委員会へ相談
4. 市町村教育支援委員会の開催・

市町村教育委員会が就学先の決定

5. 県教育支援委員会の開催・

県教育委員会が学校指定

6. 就学者の通知(保護者・特別支援学校・市町村教育委員会)



# 参考資料・引用文献

- ・「障害のある子供の教育支援の手引」(文部科学省)令和3年6月  
文科省ホームページより、PDFデータがダウンロードできます。  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)
- ・「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」  
(25文科初第655号、平成25年9月1日)
- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」  
(25文科初第756号、平成25年10月4日)

**御清聴ありがとうございました**

**徳島県教育委員会 特別支援教育課  
小中・高校担当 佐々木 望**